

平成19年 9月10日制定

平成19年12月26日改正

平成22年 4月 1日改正

平成26年 8月 1日改正

平成29年 7月 1日改正

役員等報酬規程

社会福祉法人 大阪婦人ホーム

社会福祉法人大阪婦人ホーム 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪婦人ホーム（以下「当法人」という）定款第八条および第二十一条の規程に基づき、専任理事長、非常勤の役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 評議員には定款第八条で定める金額の範囲内で報酬を支払うことができる。
- (2) 非常勤の役員の報酬総額は、評議員と同額の範囲内で報酬を支払うことができる。
- (3) 専任理事長については、月額による報酬等を支給する。
- (4) 非常勤の役員及び評議員については、業務に応じた日当による報酬等を支給する。

(専任理事長の報酬等の算定方法)

第3条 専任理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬月額については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第25条の規定に準ずる額
- (3) 専任理事長が職務のため出張したときは、旅費規定に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤の役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬日当額については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤の役員及び評議員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

2 専任理事長の報酬月額については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第12条に準じた日とする。

3 非常勤の役員及び評議員に対する報酬日当額は、当該会議等に出席した都度、支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(専任理事長報酬月額の日割り計算)

第7条 就任、任期満了及び死亡によって退任した場合には、その月の報酬月額を支給する。

2 解任され退任した場合の報酬月額は、その月の勤務日数を日割りによって計算し支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(制定及び改廃)

第10条 この規程の制定及び改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な補則事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

別表 1（専任理事長の報酬月額）

区 分	報酬月額（円）	要 件
理事長	250,000	概ね週 2 日以上の勤務、出勤簿記録

別表 2（非常勤の役員および評議員の報酬日当額）

区 分	報酬日当額（円）	要 件
A	15,000	高度な専門性と専門的指導業務 法人経営、施設運営指導
B	12,000	専門的業務、運営に関する重要業務、事業報告・決算監査業務
C	8,000	研修、調査研究、経営・運営指導
D	5,000	理事会・評議員会・各種会議等出席